

ペットを飼う場合のマナーについて

ペットの種類や習性等に応じて適正に飼い、ペットの健康と安全を確保しましょう。

十分な運動を行うことは、ストレスがたまらないようにするために大切です。健康の維持のために、食事や衛生管理にも気を配りましょう。ペットの習性や行動をよく理解し、むだ吠えさせないなどのしつけも大切です。

可能な限り、終生にわたり飼養しましょう。

ペットを捨てることは犯罪です(50万円以下の罰金)。やむを得ない事情で飼うことができなくなったときは、全力で新しい飼い主をさがしてください。

捨てられた犬は野犬化すると人間に危害を与える恐れがあります。また、犬自身も交通事故に遭ったり病気にかかったりして、自然界で生きていくことは容易ではありません。ペットは、最後まで責任を持って飼いましょう。

繁殖を希望しない場合は、避妊去勢手術等の繁殖制限措置をとりましょう。

犬や猫は、通常一度に3～5匹の子どもを産みます。子犬や子猫はかわいいものですが、引き取ってくれる里親を見つけるのも近頃では大変で、飼い主が繁殖を望まない場合、その多くは捨てられるか、処分されてしまうのが現状です。手術を受けることで、繁殖制限だけでなく、性格の温和化、マーキング防止、老化に伴う病気の予防にも効果があります。飼い主のみなさん、避妊去勢手術について一度考えてみてください。

役場に寄せられるペットに関する苦情で、特に多いのが以下の2つです。

ふんの後始末について

犬の散歩中の排せつに関する苦情や、猫のふん尿・悪臭に関する苦情が多く寄せられています。

苅田町では、町内における飼い犬・猫のふん尿の処理について、飼い主のマナーの向上と意識の高揚を促し、良好な生活環境の維持や環境美化の促進を図ることを目的とし、「苅田町飼い犬・猫のふん害等の防止に関する条例」を平成17年1月1日に施行しました。

犬のふんの後始末は、飼い主の義務です。散歩中は、ふん始末用の袋を必ず携帯しましょう。また公園では、他の人が気持ちよく利用できるよう、犬がふんをした場合は、かならず自宅へ持ち帰って処理してください。

猫は砂場などを好んでトイレをします。また発情期にはあちこちにスプレー(おしっこ)をします。猫はとてもきれい好きなためトイレのしつけは簡単です。室内にトイレを作り、毎日清掃してあげましょう。

犬の放し飼いについて

「苅田町飼い犬の管理に関する条例」により、犬の放し飼いは禁止されています。飼い主がどんなに安全だと思っても、小さな子どもや犬を飼っていない人にとっては、どんな小さな犬でもこわいものです。また犬は、人間が予期せぬ行動をとってしまうことが

あります。そのため、犬が人をかんで怪我をさせる事件が後を絶ちませんし、飼い犬が交通事故に遭う危険性もあります。放し飼いはいけません。丈夫な鎖等ではなくか、おりや柵の中で飼いましょう。

また、散歩など犬を連れ歩く際は、かならず引き綱（リード）でつないで、飼い主がしっかりと犬を制御する必要があります。リードは、飼い主と犬の主従関係を構築するための重要なしつけ道具でもあります。

公園は、犬が好きな人も嫌いな人も訪れる不特定多数の人が利用する施設です。公園で犬を放し飼いにしたら、犬が嫌いな人の公園利用を妨げるばかりか、犬が人にかみ付いて怪我をさせるおそれもあります。かならずリードでつなぎましょう。また、十分な広さのある場所を散歩したり、狭い場所ではリードを短くしたりして、他の公園利用者が犬と一定の距離を保つことができるようにするなど、安全に配慮した散歩を心がけましょう。

犬は、狂犬病等の法定伝染病に罹患する可能性があり、飼い主には飼い犬を常に管理する義務があります。飼い主として責任ある管理を心がけ、無闇に放し飼いしないようよろしくをお願いします。